



～新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆様へ～

## 総合支援資金の特例貸付の期間延長について

今般の経済状況等を踏まえ、総合支援資金の特例貸付の期間延長ができることとなりましたのでお知らせします。

### 1 総合支援資金特例貸付の内容

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などで生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限	単身世帯 : 月額15万円 2人以上の世帯 : 月額20万円 貸付期間 : 原則3月以内 (下記2に該当する場合は期間延長が可能)
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
貸付利子	無利子

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

### 2 貸付期間の延長について

対象者	以下の全てを満たす方 ・総合支援資金の特例貸付を3月分受けている世帯で、令和2年9月までに3月目である貸付期間が到来する世帯 ・借入理由となった世帯員が、貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入減等により日常生活の維持が困難となっていること ・上記の世帯員が生活就労支援センター「まいさぼ」の支援を継続的に受けること
期間延長について	3月以内の期間延長が1回のみ可能
手続きの流れ	①お住まいの市町村社会福祉協議会へ相談する ②生活就労支援センター「まいさぼ」へ相談、支援の申し込み ③市町村社会福祉協議会へ延長の申し込み ④県社会福祉協議会において、延長決定、送金

### 3 受付窓口

延長申込に関する相談・申請      お住まいの市町村社会福祉協議会  
支援に関する相談                      お近くの生活就労支援センター「まいさぼ」  
(県内のまいさぼ <http://www.nsyakyo.or.jp/life/mysapo.php>)

### 4 お問い合わせ先

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 (電話 026-226-2036、平日 9時～17時)  
ホームページ <http://www.nsyakyo.or.jp/post-21.php>  
(「ふれあいネット信州」で検索してください)

## しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
相談事業部 あんしん創造グループ  
(部長)吉沢光規 (担当)中島将、新井優太  
電話：026-226-2035  
FAX：026-291-5180  
E-mail [minsei@nsyakyo.or.jp](mailto:minsei@nsyakyo.or.jp)

健康福祉部 地域福祉課 自立支援・援護係  
(課長)山崎敏彦 (担当)矢島峻介  
電話：026-235-7094 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2319、2320  
FAX：026-235-7172  
E-mail [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)